

2016年9月7日

公益社団法人関西経済連合会

「強靱な国土構造の実現に向けた税制に関する提言」の取りまとめについて

関西経済連合会はこのたび、中部経済連合会とともに「強靱な国土構造の実現に向けた税制に関する提言～地方拠点強化税制の見直しと国土強靱化への企業の寄与を促進する税制創設～」を取りまとめました。

わが国では、2014年6月に「国土強靱化基本計画」が策定され、強靱な国土づくりが進められていますが、本年4月に熊本地震が発生し、南海トラフ地震が将来、高い確率で発生することが予測されていること等を踏まえると、強靱な国土構造の実現は喫緊の課題です。

そこで、今回の提言では、日本経済の持続的な成長と危機管理の観点から、東京一極集中を是正し、複眼型国土を形成するために必要と考える税制措置を取りまとめました。

<本提言のポイント>

① 地方拠点強化税制の拡充

・2015年に創設された「企業の地方拠点強化税制」においては、関西圏・中部圏の都心部は、税制優遇を受けられる移転先対象地域から除外されているが、東京一極集中の是正と地方創生の実現に向けて、両圏の都心部も対象地域とすべき

② 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の創設

・企業による事業継続性向上に係る設備投資等を促進する税制を整備すべき

◇具体的な税制措置の案

資産取得額の30%の特別償却、もしくは取得額の7%の税額控除 等

当会としては、強靱な国土構造の実現に向けて、今後、本提言を政府・与党に建議するとともに、防災・減災対策の取り組みを会員企業に情報提供するなど、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

以上

1. 強靱な国土構造実現に向けた考え方

- わが国経済の持続的成長、および危機管理の観点から東京一極集中を是正し、経済の核が首都圏以外にも存在する複眼型の国土構造の実現が必要。
- 各地域の防災力の向上が強靱な国土の実現には不可欠であることから、ゼロメートル地帯等、リスクの高い地域における緊急性の高い対策に集中投資し、強靱化を加速できるよう、防災・減災のための社会資本整備に十分な予算を確保すべき。
- 企業も自らがわが国経済の成長を支えるとの自覚を持ち、今後、発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震に備えて、防災力・減災力の向上や立地地域との連携体制構築等、自主的な防災・減災投資を行っていくべきである。国はこれらの活動を促すことで、国民経済全体のレジリエンスの向上を図るべき。

2. 必要な税制措置

(1) 地方拠点強化税制の拡充

- 地方拠点強化税制により優遇を受けられる移転先対象地域は、現行の近畿圏整備法・中部圏開発整備法の大都市圏法制による影響を受け、関西圏・中部圏の都心部は除外されている。
- 大都市圏法制は、高度経済成長期に三大都市圏への産業及び人口の過度の集中を防止し、各圏域内の適正な配置を図る目的で策定されたものの、時代に則した見直しがなされないまま存置されている。近畿圏整備法・中部圏開発整備法を改め、発展を促す方向へと転換が求められる。
- 東京一極集中の是正と地方創生の実現のためには、関西圏と中部圏を首都圏と並ぶ成長エンジンへと発展させ、わが国全体の国際競争力を高めるとともに、その効果を全国に波及させる視点が不可欠。両圏における都心部を「地方拠点強化税制」の優遇対象地域とすべき。

(2) 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の創設

- 2013年11月の「改正耐震改修促進法」の施行等、国は強靱化に向けた施策を進めてきた。
- これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、企業が進める防災・減災対策を後押しすることが必要。
- 企業による事業継続性向上に係る施設等への設備投資や、災害からの復旧・復興に役立つ機械等の保有に係る設備投資を促進する税制の整備を要望する。

○税制優遇措置の対象とすべき投資・工事

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・事業用建築物の耐震化に係る設備投資 | ・津波被害の軽減に係る設備投資 |
| ・安全性のより高い場所への移転に係る設備投資 | ・非常用機器の設置に係る設備投資 |
| ・建設事業者の建設機械等に係る設備投資 | ・液状化対策に係る工事 |

1. 提言の経緯と趣旨

- ・ 関経連では、かねてより強靱な国土構造の実現に向けてはわが国経済の持続的成長および危機管理の観点から複眼型の国土構造や地域・企業の防災力向上の必要性を主張してきた。
- ・ 2015年8月、政府は東京23区に本社がある企業が、その機能を地方に移転した場合に、税制優遇を受けられる制度(地域再生法に基づく地方拠点強化税制)を創設した。しかし、適用される移転先として、関西圏・中部圏の都心部は対象外とされており、新たな成長エンジンを創出し、複眼型の国土構造の実現のために、三大都市圏をひと括りに捉えるべきではなく対象地域とすることを求めてきた。

- ・ とともに優遇税制対象外地域を抱え、南海トラフ地震による被害が想定される関西・中部地方を活動地域とする経済団体が連携し、“強靱な国土構造”実現のために必要な税制優遇地域の見直しや強靱化に資する税制創設を国・関係諸機関へ働きかける。

<強靱な国土構造の実現に関する最近の意見書>

- 2013年10月：国土の複眼型構造の実現に向けて
- 2014年 2月：強靱な国土構造の実現に向けた提言
- 2014年10月：次期国土形成計画の策定に望む
- 2015年 3月：国土の新たな発展に向けて
- 2015年 9月：2016(平成28)年度税制改正に対する要望

<これまでの主張>

◆地方拠点強化税制への主張

○「国土の新たな発展に向けて」(2015年3月19日)

- ・ わが国の経済活力を牽引する新たな成長エンジンとして関西圏および中部圏の活力を高めるため、例えば、近畿圏整備法における集中抑制的な内容をあらため、発展を促す方向へと転換すべき。
- ・ 現在、政府・与党において、企業の地方移転に関する税制優遇措置(地方拠点強化税制)が検討されているが、関西圏・中部圏の都心部は対象外とするかの動きがみられる。これらに東京から企業が移転する場合についても、優遇措置の対象とすべきである。

○「2016(平成 28)年度税制改正に対する要望」(2015年9月8日)

- ・ 東京一極集中の是正と地方創生の実現のためには、関西をはじめとする大都市圏に東京と並ぶ成長エンジンをつくり、わが国全体の国際競争力を高めるとともに、その効果を全国に波及させる視点が不可欠である。従って、関西圏・中部圏の都心部も地方拠点強化税制の優遇が受けられる対象地域とするべきである。

◆国土強靱化への企業の寄与を促進する税制への主張

○「国土の複眼型構造の実現に向けて」(2013年10月9日)

- ・ 経済機能の強靱化に向けて、こうした民間の取り組みを積極的に後押しする税制および金融上の支援措置を講じてもらいたい。
- ・ 税制面については、国内における本社機能やデータセンター等のバックアップ投資や、生産拠点の分散化を図る投資や防災対策を目的とした事業所等の耐震改修や建替え、防災対策資産の取得を行った場合について特別償却または税額控除の適用を講じてもらいたい。

○「強靱な国土構造の実現に向けた提言」(2014年2月4日)

- ・ 必要な拠点化環境整備に国家プロジェクトとして投資していくべきであり、特に意思決定に不可欠な国会や官邸のバックアップ拠点となるような国の施設の整備が急務である。
- ・ また、民間企業の自発的なリスク回避の動きを積極的に後押しする税制面などの施策についても検討すべきである。

2. 地方拠点強化税制の概要

概要	地方における本社機能等の事業拠点の新設・拡充を促進するため、企業の地方拠点強化を支援する税制措置 ⇒ 特に東京23区からの移転による地方拠点強化【移転型】については、より手厚い措置 ただし、関西圏・中部圏の都心部(大都市圏法制における既成都市区域※)は対象外
計画の策定と認定	改正地域再生法に基づき企業の「移転計画」を移転先の都道府県知事が承認 移転先の都道府県は企業の「移転計画」を含む「地域再生計画」を国に申請し、認定されることで税制優遇措置を受けることができる

※大都市圏法制に基づき定められた**産業及び人口の過度の集中を防止**し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域(以下の地図の有色地域)。工場等制限法等の制限区域の指定に準用されていた。

税制優遇が受けられる本社移転先(図の白色地域)

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地域活力向上地域」として広く支援対象となる

○**関西圏の対象外地域**

- 大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域)
- 京都府(京都市の特定の区域)
- 兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)

○**首都圏の対象外地域**

- 東京23区
- 東京都(武蔵野市・三鷹市・八王子市等)
- 神奈川県(横浜市、川崎市等)
- 埼玉県(川口市、川越市等)
- 千葉県(千葉市等)
- 茨城県(龍ヶ崎市等)

○**中部圏の対象外地域**

- 愛知県(名古屋市の特定の区域)

資料: 経済産業省「平成27年度 経済産業関係 税制改正について」をもとに作成

国税・地方税の優遇措置		拡充型	移転型
概要		<p>地方の企業の拠点拡充</p> <p>地方にある企業の本社機能等の強化を支援</p>	<p>東京一極集中の是正 地方移転の促進</p> <p>東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り</p>
支援対象地域	東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域		
雇用促進税制	<p>①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 《従来の40万円に、地方拠点は10万円上乘せ》</p> <p>②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除</p>		<p>①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 《拡充型50万円に、地方拠点は更に30万円上乘せ》</p> <p>②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続</p> <p>③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用</p>
オフィス取得減税	特別償却15%又は税額控除4%(2年間)		特別償却25%又は税額控除7%(2年間)
地方税の減収補填	自治体が固定資産税、不動産取得税の減免を行った場合、交付税で減収額を補填		固定資産税、不動産取得税に加え、事業税についても交付税で減収額を補填

資料: 経済産業省「平成27年度 経済産業関係 税制改正について」をもとに作成

3. 防災・減災対策を促進する制度の整備状況

- 住宅や病院や劇場、百貨店といった不特定多数の者が利用する建築物の耐震改修を促進する税制が整備されたが、**一般企業の防災・減災対策を対象とした税制は存在していない。**
- 2011年6月施行の「津波対策の推進に関する法律」の第16条において、「国は、津波対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。(以下、略)」とされている。この法律の趣旨に則り、企業が自己の施設の地震対応力を向上させる投資などの行為を促進する税制を創設することは喫緊の課題。
- 税制提案の参考とした環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の概要は以下の通り。

環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

目的: エネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギーの環境への適合およびエネルギーの安定供給の確保の観点から、企業の環境関連の投資需要を喚起する。

概要: 企業がエネルギー環境負荷低減推進設備等のうち、一定のものを取得して1年以内に国内の一定事業の用に供した場合は、取得額の30%の特別償却が適用できる。中小企業者等については30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用ができる。

対象設備:

新エネルギー利用設備等		二酸化炭素排出抑制設備等
①太陽光発電設備	②風力発電設備	①コンバインドサイクル発電ガスタービン
③中小水力発電設備	④地熱発電設備	②プラグインハイブリッド自動車
⑤下水熱利用設備	⑥バイオマス利用装置	③エネルギー回生型ハイブリッド自動車
		④電気自動車

- なお、現状の耐震改修に関する税制措置は以下の通り。

耐震改修促進税制

○住宅に係る耐震改修促進税制

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の10% 最大25万円が所得税から控除	1年間固定資産税が半額
対象住宅	自らの居住の用に供し、昭和56年5月31日以前に着工した、現行の耐震基準に適合しない住宅	昭和57年1月1日以前に所在する住宅(1戸当たり120平方メートル相当分まで)
対象区域	一定の計画区域内	対象区域の制限は無し
対象工事	現行の耐震基準(木造住宅の場合、総合評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全)に適合させる耐震補強工事	改修の費用が30万円以上で、現行の耐震基準(木造住宅の場合、総合評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全)に適合させる耐震補強工事

○既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置

【法人税・所得税】

- 耐震診断が義務付けられる建築物(不特定多数の者が利用する建築物)について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする場合は、その取得価額の25%の特別償却をすることができる。

【固定資産税】

- 耐震診断が義務付けられる建築物で、耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分から2年度分の固定資産税については、固定資産税額の2分の1に相当する額を減額する(ただし、改修工事費の2.5%を限度とする)。

強靱な国土構造の実現に向けた税制に関する提言
～地方拠点強化税制の見直しと国土強靱化への企業の寄与を促進する税制創設～

2016年9月

公益社団法人 関西経済連合会
一般社団法人 中部経済連合会

1. 強靱な国土構造の実現に向けた考え方

国においては、2014年6月、『国土強靱化基本計画』が策定され、強靱な国土づくりが進められているところであるが、2016年4月の熊本地震を機にわが国の災害対応力をより一層強化していくことの必要性が改めて認識された。首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が30年以内に70%程度と高い確率で予測されていることを踏まえると、強靱な国土構造の実現は喫緊の課題であり、わが国経済の持続的成長および危機管理の観点から東京一極集中を是正し、経済の核が首都圏以外にも存在する複眼型の国土構造の実現が求められる。

併せて、各地域の防災力の向上が強靱な国土の実現には不可欠であることから、ゼロメートル地帯等リスクの高い地域における緊急性の高い対策に集中投資し、強靱化を加速できるよう、防災・減災のための社会資本整備に十分な予算を確保するとともに、新たな財政支援制度を創設するなど支援措置を講じるべきである。また、緊急防災・減災事業債の要件の緩和や恒久化など、地方財政に十分配慮した措置が併せて必要であると考ええる。

一方、企業も自らがわが国経済の成長を支えるとの自覚を持ち、今後、発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震に備えて、防災力・減災力の向上や立地地域との連携体制構築等、自主的な防災・減災投資を行っていくべきである。国はこれらの活動を促すことで、国民経済全体のレジリエンスの向上を図っていくべきものと考ええる。

以上の観点から、関西経済連合会と中部経済連合会は共同で危機管理及び持続的経済成長のための“強靱な国土構造”実現に向けて、とりわけ必要と思われる税制措置について要望する。

2. 必要な税制措置

(1) 地方拠点強化税制の拡充

2015年度に創設された「企業の地方拠点強化税制」について、人口の東京への過度な集中の是正と、地方での安定した雇用確保という創設の目的については大いに賛同する。しかしながら、税制優遇を受けられる移転先対象地域は、現行の近畿圏整備法・中部圏開発整備法の大都市圏法制による影響を受けており、関西圏・中部圏の都心部は除外されている。大都市圏法制は高度経済成長期に三大都市圏への産業及び人口の過度の集中を防止し、各圏域内の適正な配置を図る目的で策定されたものの、何ら時代に則した見直しが行なわれないまま

存置されている。近畿圏整備法・中部圏開発整備法を改め、発展を促す方向への転換が求められる。

今後、東京一極集中の是正と地方創生の実現のためには、関西圏と中部圏を首都圏と並ぶ成長エンジンへと発展させ、わが国全体の国際競争力を高めるとともに、その効果を全国に波及させる視点が不可欠であるため、両圏における都心部を「地方拠点強化税制」の優遇対象地域とすべきである。

(2) 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の創設

国は、東日本大震災以降、2011年6月の「津波対策の推進に関する法律」の施行、2013年11月の「改正耐震改修促進法」の施行、同12月の「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の制定、冒頭に触れた2014年6月の「国土強靱化基本計画」の策定など一連の施策を進めてきた。

これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、国は企業が進める防災・減災対策を後押しする必要がある。なぜならば、災害に対する経済活動のレジリエンス向上とは、企業が経済活動の側面から国土強靱化に寄与するものと考えられるためである。

このため、企業による事業継続性向上に係る施設等への設備投資や、災害からの復旧・復興に役立つ機械等の保有に係る設備投資を促進する税制の整備を次の通り要望する。

具体的な税制措置の案

以下の償却資産の取得に対する優遇税制として、グリーン投資減税と同様に取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とすべきである。

事業用建築物の耐震化に係る設備投資

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物の改修・増改築であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資。

津波被害の軽減に係る設備投資

津波被害の軽減を目的とする既存の防潮堤・防波堤の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資。

安全性のより高い場所への移転に係る設備投資

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資。

非常用機器の設置に係る設備投資

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用自家発電など非常用機器等であって関係基準等を満たす設備投資。

建設事業者の建設機械等に係る設備投資

災害復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資。

また、以下の非償却資産の取得に対する優遇税制として、計上される投資に対する7%の税額控除を可能とすべきである。

液状化対策に係る工事

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって、関係基準等を満たす投資について、土地の簿価の増加額。

以 上